

証券コード 4574  
2025年3月7日  
(電子提供措置の開始日2025年3月6日)

## 株 主 各 位

大阪府吹田市内本町三丁目34番14号  
大幸薬品株式会社  
代表取締役社長 柴田高

### 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第79回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.seirogan.co.jp/ir/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大幸薬品」又は「コード」に当社証券コード「4574」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年3月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 大阪市西区西本町一丁目4番1号  
オリックス本町ビル 3階「大会議室」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第79期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第79期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

**第2号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

また、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、当該書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に  
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 開催日時

2025年3月28日(金曜日)  
午前10時



## インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2025年3月27日(木曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



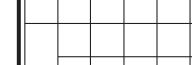
書面（郵送）で議決権を  
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年3月27日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

|                                                                                                                              |      |                                                                                    |       |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 議決権行使書                                                                                                                       | 株主番号 | ○○○○○○○○                                                                           | 議決権の数 | XX 個 |
| ○○○○                                                                                                                         | 御中   |  |       |      |
| ××××年 ×月×日                                                                                                                   |      |                                                                                    |       |      |
| <input type="checkbox"/> (印) 貢進                                                                                              |      |                                                                                    |       |      |
| ○○○○○○                                                                                                                       |      |                                                                                    |       |      |
| 1. _____                                                                                                                     |      |                                                                                    |       |      |
| 2. _____                                                                                                                     |      |                                                                                    |       |      |
| 3. _____                                                                                                                     |      |                                                                                    |       |      |
| 4. _____                                                                                                                     |      |                                                                                    |       |      |
|  スマートフォン用<br>議決権行使<br>ウェブサイト<br>ログインQRコード |      |                                                                                    |       |      |
|  見本                                       |      |                                                                                    |       |      |
| ○○○○○○                                                                                                                       |      |                                                                                    |       |      |

\*議決権行使書用紙はイメージです。

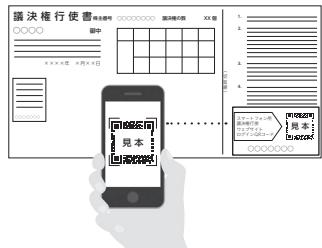
- ・インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

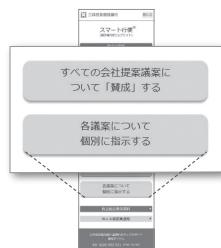
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



\*「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力  
  
「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力  
  
実際にご使用になる新  
しいパスワードを設定  
してください  
  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
(受付時間 9:00～21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、代表取締役1名及び社外取締役2名で構成される任意の指名報酬委員会の諮問を経ております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | しばた ひとし<br>(1951年4月13日生) | 1974年4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社<br>1977年5月 当社入社<br>1980年12月 取締役就任 社長室長兼電算室長<br>1986年4月 取締役副社長就任<br>1987年7月 代表取締役社長就任<br>2010年6月 代表取締役会長就任（現任） | 3,285,205株     |

(取締役候補者とした理由)

同氏は、1980年に取締役就任後、1987年から20数年にわたり代表取締役社長を務め、2010年からは代表取締役会長として、当社経営の管理、監督を行うとともに、国内外における健康関連市場の拡大に尽力しております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

| 候補者番号                                                                                                                                          | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所持する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                              | しば　　た　　たかし<br>柴　　田　　高<br>(1956年7月22日生) | 1981年5月 大阪大学医学部第2外科 入局<br>1981年6月 大阪府立千里救命救急センター<br>(現大阪府済生会千里病院千里救命救急センター)<br>1982年7月 市立吹田市民病院外科<br>1984年7月 大阪大学医学部第2外科<br>1987年6月 大阪府立成人病センター<br>(現大阪国際がんセンター) 外科<br>1987年10月 大阪大学医学博士<br>1990年1月 市立豊中病院外科<br>1995年12月 同病院外科医長<br>1998年7月 同病院外科部長<br>1998年12月 当社取締役就任<br>2004年11月 取締役副社長就任<br>2006年3月 代表取締役副社長就任<br>2010年6月 代表取締役社長就任 (現任) | 3,310,023株     |
| (取締役候補者とした理由)                                                                                                                                  |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 同氏は、2010年の当社代表取締役社長就任以降、大学との共同研究を含めた研究開発の強化や、感染管理事業の発展に尽力し、当社グループ全体の企業価値向上に努めております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所持する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                | 橋本昌司<br>(1967年7月14日生) | <p>2000年4月 弁護士登録<br/>長谷川俊明法律事務所 入所</p> <p>2004年4月 三井安田法律事務所 入所</p> <p>2004年12月 リンクレーターズ法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所</p> <p>2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科<br/>非常勤講師</p> <p>2007年1月 Allen &amp; Gledhill LLP</p> <p>2007年12月 Linklaters LLP</p> <p>2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 入所</p> <p>2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2010年12月 同事務所パートナー</p> <p>2014年3月 GMOリサーチ(株)（現GMOリサーチ&amp;AI(株)）社外取締役（現任）</p> <p>2017年4月 東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会 外部委員（現任）</p> <p>2017年6月 アストマックス(株) 社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任</p> <p>2024年2月 橋本総合法律事務所 代表（現任）</p> <p>2024年3月 当社専務取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>橋本総合法律事務所 代表<br/>GMOリサーチ&amp;AI(株) 社外取締役<br/>アストマックス(株) 社外取締役<br/>東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会 外部委員</p> | 7,272株     |
| (取締役候補者とした理由)                                                                                                                                                                    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 同氏は、弁護士として豊富な法的知識と経験を有しており、2020年6月からは監査等委員である社外取締役として、2024年3月からは専務取締役として専門的見地から事業に貢献するとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。 |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

【ご参考】選任後の取締役会の構成とスキルマトリックス

第1号議案が原案通り承認可決された場合、当社の取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

| 氏名    | 役職                       | 企業経営 | R & D | 営業・マーケティング | 財務会計 | 法務・リスクマネジメント | 医療業界経験 | 品質・薬事 | グローバルビジネス | 製造 |
|-------|--------------------------|------|-------|------------|------|--------------|--------|-------|-----------|----|
| 柴田 仁  | 代表取締役会長                  | ●    |       |            |      |              |        | ●     |           | ●  |
| 柴田 高  | 代表取締役社長                  | ●    | ●     | ●          |      |              | ●      |       | ●         |    |
| 橋本 昌司 | 専務取締役                    |      |       |            | ●    | ●            |        |       | ●         |    |
| 富永 俊秀 | 取締役<br>(独立社外)<br>常勤監査等委員 | ●    |       |            | ●    |              |        |       | ●         |    |
| 土居 健人 | 取締役<br>(独立社外)<br>監査等委員   | ●    |       | ●          |      |              |        |       | ●         |    |
| 三輪 哲生 | 取締役<br>(独立社外)<br>監査等委員   | ●    | ●     |            |      |              |        | ●     | ●         | ●  |

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年3月28日開催の第78回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された宮田俊男氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                        | 所持する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| みや た とし お<br>宮 田 俊 男<br>(1975年10月19日生) | 2003年5月 大阪大学医学部第1外科 入局<br>2009年8月 厚生労働省医系技官<br>2014年4月 大阪大学医学部招聘教授<br>2020年10月 早稲田大学先端生命医科学センター教授（現任）<br>2022年5月 当社社外取締役（監査等委員）就任<br><br>(重要な兼職の状況)<br>医療法人社団DEN 理事長 | —              |

(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

同氏は、医師として豊富な医学知識と経験を有しており、また厚生労働省の医系技官として勤務した経験から厚生労働省とも関係が深く、豊富な行政経験もあります。さらに上場企業にて社外取締役を務めた経験もあり、これらの知識と経験に基づき、的確な監査をしていただくことができると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 宮田俊男氏は補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者に関する事項

### (1) 責任限定契約

宮田俊男氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

(2) 過去に当社の業務執行者又は非業務執行役員であったこと

宮田俊男氏は、2022年5月から2024年3月まで当社の非業務執行役員（監査等委員）でありました。

4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、宮田俊男氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人旅行者数の増加等により、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、継続的な物価の上昇による消費の減速懸念等、依然として景気の見通しは不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは医薬品事業において、市場への安定供給という課題に対し、供給体制を強化するため、製造人員の増強やシフト生産体制の構築、京都工場の医薬品ラインの立ち上げ等に取り組んでまいりました。また、感染管理事業では二酸化塩素のエビデンス強化に係る研究開発を通じた消費者の皆様への信頼醸成や、売上規模に応じたコスト管理等収益性の改善施策に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高につきましては、医薬品事業の増収により、対前期比2.8%増の6,292百万円となりました。売上総利益につきましては、医薬品事業の増収影響等により、対前期比42.3%増の3,666百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、継続的なコスト削減施策の実行等により、対前期比15.2%減の3,036百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業利益は629百万円（前期は1,005百万円の営業損失）、経常利益は688百万円（前期は1,248百万円の経常損失）となりました。特別利益につきましては、医薬品事業の仕入取引に関連し、取引先より受領した受取補償金200百万円を計上しております。特別損失につきましては、医薬品事業における生産体制の再編に関連し、減損損失239百万円及び移設撤去費用等引当金繰入額88百万円を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては898百万円（前期は3,611百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績につきましては以下のとおりであります。

#### (医薬品事業)

医薬品事業につきましては、国内市場における市場規模が対前期比で109.5%となり、新型コロナウィルス感染症の影響から回復し、コロナ前の水準を上回ってきております。堅調な需要に対し、前連結会計年度より引き続き、製造人員の増強やシフト生産体制の構築、京都工場

の医薬品ラインの立ち上げ等の増産施策の取り組みを進めてまいりました。これらの取り組みにより、供給課題は徐々に解消に向かい一つあるものの、一部製品においては依然として、十分な供給ができるおらず品薄の状況が継続しております。また、原材料費及び資材費や物流費等の価格高騰を背景に、国内において「正露丸」、「セイロガン糖衣A」の出荷価格の値上げを実施いたしました。

この結果、国内向けの医薬品売上高につきましては、対前期比6.6%増の3,556百万円となりました。また、海外向けにつきましては、前連結会計年度において国内向けとの出荷調整によって十分な供給量を確保することができませんでしたが、中国・香港市場へ一部の出荷を再開できること等から、対前期比20.2%増の2,222百万円となりました。

これらの結果、医薬品事業につきましては、対前期比11.4%増の5,778百万円の売上高となりました。また、セグメント利益につきましては、主に増収影響により、対前期比60.6%増の1,947百万円となりました。

#### (感染管理事業)

感染管理事業につきましては、売上規模に応じたマーケティング費用の投下等コストコントロールを強化し、収益性の改善に取り組んでまいりました。また、「クレベリン」の信頼回復に向けて、機能訴求だけではなく、商品価値が直感的に伝わるプロモーション動画の制作や各種タイアップ施策等の取り組みをおこなったことで、感染症流行期における衛生対策商品としての認知は回復傾向にあると考えております。

これらの結果、売上高は対前期比で421百万円減少の508百万円となりました。また、セグメント損失につきましては、上記の取り組み等により対前期比で724百万円改善し467百万円となりました。

#### (その他事業)

その他事業につきましては、主に木酢液を配合した入浴液や園芸用木酢液等の製造販売を行っております。売上高は5百万円、セグメント損失は12百万円となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は209百万円であります。その主なものは、医薬品事業における製造設備の更新等によるものであります。

### ③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金につきましては、資金調達の機動的かつ安定的な運転資金の確保を目的として、取引銀行1行と500百万円の当座貸越契約及び取引銀行4行と3,000百万円のシンジケーション方式コミットメントライン契約を締結しております。

なお、追加の資金調達余力としていたシンジケーション方式コミットメントライン契約につきましては、2025年1月31日をもって契約は終了しております。

### (2) 財産及び損益の状況

| 区分                                     | 第76期<br>(2021年12月期) | 第77期<br>(2022年12月期) | 第78期<br>(2023年12月期) | 第79期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(百万円)                               | 11,299              | 5,040               | 6,120               | 6,292                            |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)                     | △6,131              | △3,352              | △1,248              | 688                              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は(百万円)<br>当期純損失(△) | △9,594              | △4,895              | △3,611              | 898                              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり(円)<br>当期純損失(△)   | △220.52             | △112.26             | △76.25              | 17.90                            |
| 総資産(百万円)                               | 22,535              | 15,046              | 13,220              | 12,914                           |
| 純資産(百万円)                               | 12,807              | 8,044               | 6,739               | 7,964                            |
| 1株当たり純資産額(円)                           | 293.88              | 184.60              | 134.93              | 158.67                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第77期の期首から適用しており、第77期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 当 社 の<br>出 資 比 率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容                                                   |
|-------------------|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 大幸TEC株式会社         | 2百万円     | 100.0                   | 医薬品事業、その他事業<br>・「正露丸」及び「セイロガム糖衣A」等原料の日局木クレオソートの精製<br>・木酢関連製品の製造 |
| 大幸薬品インターナショナル株式会社 | 50百万円    | 100.0                   | 感染管理事業<br>・海外市場の新規開拓等                                           |
| 大幸薬品（亞洲太平洋）有限公司   | 5百万HKドル  | 100.0                   | 医薬品事業、感染管理事業<br>・「正露丸」、「セイロガム糖衣A」、衛生管理製品等の販売                    |
| 大幸環保科技（上海）有限公司    | 1百万USドル  | 100.0                   | 感染管理事業<br>・衛生管理製品の販売                                            |
| 台湾大幸薬品股份有限公司      | 70百万TWドル | 100.0                   | 医薬品事業、感染管理事業<br>・「正露丸」、「セイロガム糖衣A」、衛生管理製品の販売                     |
| 大幸薬品（深圳）有限公司      | 3百万CNY   | 100.0                   | 医薬品事業、感染管理事業<br>・「正露丸」、「セイロガム糖衣A」、衛生管理製品の販売支援                   |

- (注) 1. 大幸薬品インターナショナル株式会社は、2023年3月31日開催の同社の株主総会において清算することを決議し、現在清算手続き中であります。
2. 大幸環保科技（上海）有限公司は、2024年12月20日開催の同社の株主総会において清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 医薬品事業

国内市場においては、人口の高齢化等に伴う医療費の高騰が社会問題化する中で、セルフケアとしてのセルフメディケーションの推進により、一般用医薬品の市場はさらに拡大するものと予測されます。当社の主力製品「正露丸」が属する止瀉薬市場は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、堅調な推移となっております。高まる市場需要を背景に供給体制の強化に努めているものの、当該需要に応えることができず、市場への安定供給が課題となっております。

このような中、医薬品事業の生産体制については、段階的に既存の吹田工場から京都工場への集約を予定しておりましたが、中期的な需要見通しを踏まえ、B C P の観点や海外薬事への対応方針等を総合的に勘案し、より合理的で安定した生産体制を再検討した結果、吹田工場における老朽化対策の投資を行ったうえで、一定の生産を今後も継続し、2工場体制とする方針を2024年8月に当社の取締役会にて決議いたしました。この決議に基づき、生産体制の最適化を図ってまいります。

海外市场においては、特に当社グループの主要市場である中国本土、香港、台湾を含むアジア地域で高い評価を頂いており、需要拡大の期待が持たれます。引き続き、現地の販売代理店と連携を強化し、営業・マーケティング体制を整備し、国内で蓄積した経験・ノウハウ等を活かしながら、主力製品「正露丸」、「セイロガン糖衣A」の販売を強化してまいります。

##### ② 感染管理事業

感染管理事業においては、「クレベリン」の主成分である二酸化塩素の有効性や安全性に関するエビデンス強化によって信頼回復に取り組んでまいりますが、「クレベリン」の属する除菌市場は売上予測が難しい状況が続いていることから、広告宣伝費等のコストコントロールを強化することにより、収益性の改善を目指してまいります。

##### ③ 財務体質の改善

前連結会計年度に発行した行使価額修正条項付第10回新株予約権の行使完了や、保有資産の売却等によって財務体質の改善は進んでおります。医薬品事業及び感染管理事業における採算性の改善に加え、事業規模のスリム化等を通じて固定費の圧縮を図り、収益体質の強化を目指とともに、更なる財務体質の改善に努めてまいります。

##### ④ 継続企業の前提に関する重要事象等の解消について

当社グループでは、2021年12月期から2023年12月期において継続して営業損失及び経常損失を計上していたことから、2022年12月期より継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりました。このような状況を解消すべく、当社グループでは、医薬品事業の安定した収益の獲得、感染管理事業の収益性改善及びコスト削減に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度において、営業利益629百万円及び経常利益688百万円を計上したことから、当連結会計年度末において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は解消したと判断しております。なお、事業運営に必要な資金については確保できていることから、追加の資金調達余力としていたシンジケーション方式コミットメントライン契約につきましては、2025年1月31日をもって契約は終了しております。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

| 事業区分   | 主な製商品                          |
|--------|--------------------------------|
| 医薬品事業  | 胃腸薬「正露丸」、「セイロガソ糖衣A」、「正露丸クイックC」 |
| 感染管理事業 | 衛生管理製品「クレベリン」                  |
| その他事業  | 木酢関連製品                         |

#### (6) 主要な事業所等 (2024年12月31日現在)

##### ① 当社の主要な事業所及び工場

|               |         |
|---------------|---------|
| 本社            | 大阪市西区   |
| 吹田工場          | 大阪府吹田市  |
| 京都工場・研究開発センター | 京都府相楽郡  |
| 小国工場          | 山形県西置賜郡 |
| 東京オフィス        | 東京都港区   |

##### ② 主要な子会社の事業所

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 大幸TEC株式会社         | 山形県西置賜郡 |
| 大幸薬品インターナショナル株式会社 | 大阪市西区   |
| 大幸薬品（亞洲太平洋）有限公司   | 中国 香港   |
| 大幸環保科技（上海）有限公司    | 中国 上海   |
| 台湾大幸藥品股份有限公司      | 台湾 台北   |
| 大幸藥品（深圳）有限公司      | 中国 深圳   |

- (注) 1. 大幸薬品インターナショナル株式会社は、2023年3月31日開催の同社の株主総会において清算することを決議し、現在清算手続き中であります。
2. 大幸環保科技（上海）有限公司は、2024年12月20日開催の同社の株主総会において清算することを決議し、現在清算手続き中であります。

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人數      | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-----------|-------------|
| 医薬品事業   | 143 (5)名  | 16名増 (2名減)  |
| 感染管理事業  | 44 (2)名   | 13名減 (3名減)  |
| その他事業   | － (－)名    | － (－)       |
| 全社 (共通) | 27 (3)名   | 3名増 (－)     |
| 合計      | 214 (10)名 | 6名増 (5名減)   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）外数で記載しております。なお、臨時使用人につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属する使用人であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 186 (10)名 | 8名増 (5名減) | 42.1歳   | 10.1年       |

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）外数で記載しております。なお、臨時使用人につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

| 借入先          | 借入残高   |
|--------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 633百万円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 380百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 350百万円 |
| 株式会社関西みらい銀行  | 319百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 316百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 153,072,000株                  |
| ② 発行済株式の総数 | 50,636,900株 (自己株式443,189株を含む) |
| ③ 株主数      | 15,926名                       |
| ④ 大株主      |                               |

| 株主名                                                                   | 持株数        | 持株比率  |
|-----------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                               | 5,011,900株 | 9.99% |
| ROYAL BANK OF CANADA SINGAPORE<br>B R A N C H - C L I E N T ' S A / C | 3,751,465  | 7.47  |
| 柴田高                                                                   | 3,310,023  | 6.59  |
| 柴田仁                                                                   | 3,285,205  | 6.55  |
| NOMURA SINGAPORE LIMITED<br>CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309           | 3,185,900  | 6.35  |
| Z O N G Y I S O L A R P O W E R<br>( L U X E M B O U R G )            | 2,129,400  | 4.24  |
| 柴田晃宏                                                                  | 1,898,085  | 3.78  |
| 興和株式会社                                                                | 1,508,000  | 3.00  |
| アース製薬株式会社                                                             | 1,311,400  | 2.61  |
| 柴田航                                                                   | 1,214,385  | 2.42  |

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 2021年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、サイノーリッヂズリミテッド (SINO RICHES LIMITED) が2021年2月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称                                 | 保有株券等の数    | 株券等保有割合 |
|----------------------------------------|------------|---------|
| サイノーリッヂズリミテッド<br>(SINO RICHES LIMITED) | 2,065,800株 | 4.69%   |

3. 2021年9月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、韓保維が2021年9月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 保有株券等の数     | 株券等保有割合 |
|--------|-------------|---------|
| 韓保維    | 3,339,045 株 | 7.59 %  |

4. 2023年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者2社が2023年10月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称                                           | 保有株券等の数   | 株券等保有割合 |
|--------------------------------------------------|-----------|---------|
| 野村證券株式会社                                         | 699,700 株 | 1.38 %  |
| ノムラインターナショナルピーエルシー<br>(NOMURA INTERNATIONAL PLC) | 207,012   | 0.41    |
| 野村アセットマネジメント株式会社                                 | 1,128,900 | 2.25    |

5. 2023年8月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キングワールドメディスンズヘルスマネジメントリミテッドが2023年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称                      | 保有株券等の数     | 株券等保有割合 |
|-----------------------------|-------------|---------|
| キングワールドメディスンズヘルスマネジメントリミテッド | 3,185,900 株 | 6.42 %  |

## ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分                         | 株式数     | 交付対象者数 |
|----------------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） | 33,245株 | 3名     |

- (注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に対し、株式の交付は行っておりません。  
 2. 上記のほか、使用人11名に対して譲渡制限付株式11,678株を付与しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2024年12月31日現在）

| 会社における地位     | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                 |
|--------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長      | 柴田仁  |                                                                                              |
| 代表取締役社長      | 柴田高  |                                                                                              |
| 専務取締役        | 橋本昌司 | 橋本総合法律事務所代表<br>GMOリサーチ＆AI株式会社社外取締役<br>アストマックス株式会社社外取締役<br>東急不動産リート・マネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 |
| 取締役（常勤監査等委員） | 富永俊秀 |                                                                                              |
| 取締役（監査等委員）   | 土居健人 | 株式会社オフィス・ケント・ドイ代表取締役                                                                         |
| 取締役（監査等委員）   | 三輪哲生 | Conant Advisory Group Japan合同会社代表社員<br>大塚製薬株式会社顧問                                            |

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）富永俊秀氏、取締役（監査等委員）土居健人氏及び取締役（監査等委員）三輪哲生氏は、社外取締役であります。  
 2. 当社は、取締役（常勤監査等委員）富永俊秀氏、取締役（監査等委員）土居健人氏及び取締役（監査等委員）三輪哲生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 3. 取締役（常勤監査等委員）富永俊秀氏は、製造会社におけるCFOを含めた経理としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、富永俊秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、各取締役（監査等委員）との間で、同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2026年3月に同内容で更新する予定であります。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年11月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、固定報酬である基本報酬の内容の決定について、代表取締役社長柴田高への個別報酬額一任方式から、指名報酬委員会の答申を経たうえでの取締役会決議による方法へと移行しました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

#### a. 基本方針（基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針及び業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の個人別の報酬等の額または数に対する計算方法の決定に関する方針を含む）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬、業績連動報酬としての業績連動賞与及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

基本報酬の個人別の報酬等の額については、指名報酬委員会の答申を経て取締役会の決議を行っております。指名報酬委員会は、取締役会からの任意の諮問を受け、各職位の責任範囲や在任年数、当社における業績、さらに市場データに基づいて取得した他社の水準等を総合的に考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を取締役会に答申いたします。

取締役会は、これらの答申に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額を決定いたします。

業績運動賞与については、連結計算書類の売上高、業績運動賞与の算定に用いる営業利益、業績運動賞与の算定に用いる自己資本利益率を評価指標とし、これらの指標の目標達成率に基づき評価を決定し、その評価に応じた賞与支給率を各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間の基本報酬の額に乗ずることによって、個別の賞与額を取締役会による決議に基づき決定しております。上記評価指標を採用した理由については、業績運動賞与のインセンティブとしての機能をより高めるとともに、客観的にも明確な指標を採用することで、業績運動賞与の決定における透明性を高めるためであります。

譲渡制限付株式報酬については、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式に関する報酬等として報酬等限度額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、当社普通株式を割り当てております。

監査等委員である取締役の報酬等の額については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を考慮し、監査等委員会の協議により決定しております。

#### b. 業績運動報酬等の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績運動賞与の支給は、上記業績運動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会終結時まで、対象取締役が在任していること及び各評価指標の目標達成状況を条件として、対象決算期に係る株主総会の翌月に行うものとしております。

**c. 非金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）**

譲渡制限付株式報酬の付与は、業績連動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会において、対象取締役が再任されることを条件として、業績連動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会の翌月に行うものとしております。

**d. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）**

基本報酬の支給は、月例の固定の金銭報酬として、その任期中、毎月一定の期日に支給するものとしております。

**□. 当事業年度に係る報酬等の総額**

| 区分                                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |          |               | 員数<br>(名) |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|----------|---------------|-----------|
|                                   |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬等  | 譲渡制限付<br>株式報酬 |           |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>(うち社外取締役) | 76<br>(-)       | 60<br>(-)       | -<br>(-) | 15<br>(-)     | 3<br>(-)  |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役)           | 23<br>(23)      | 23<br>(23)      | -<br>(-) | -<br>(-)      | 6<br>(6)  |
| 合計<br>(うち社外役員)                    | 99<br>(23)      | 83<br>(23)      | -<br>(-) | 15<br>(-)     | 9<br>(6)  |

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。また、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額350百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に付与した譲渡制限付株式に係る費用15百万円を含んでおります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）土居健人氏は、株式会社オフィス・ケント・ドイ代表取締役を、取締役（監査等委員）三輪哲生氏は、Conant Advisory Group Japan合同会社代表社員及び大塚製薬株式会社顧問を兼務しております。なお、当社と同会社との間に特別の関係はありません。

### ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

### ハ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

## 二. 当事業年度における主な活動状況

|                  |      | 活動状況                                                                                                                                                                |
|------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 富永俊秀 | 2024年3月28日就任後に開催された取締役会16回及び監査等委員会11回全てに出席され、企業経営及び財務会計の専門的な見地から、的確な監査を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的立場から公平性、透明性のある委員会運営に貢献しました。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 土居健人 | 2024年3月28日就任後に開催された取締役会16回及び監査等委員会11回全てに出席され、企業経営及びマーケティングの専門的な見地から、重要な意見等を発言されるとともに、当社グループにおける監督、助言等を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。                  |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 三輪哲生 | 2024年3月28日就任後に開催された取締役会16回及び監査等委員会11回全てに出席され、研究開発及び製造・品質の専門的な見地から、重要な意見等を発言されるとともに、当社グループにおける監督、助言等を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。                    |

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任あづさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 39百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意いたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
4. 上記の他、前事業年度の監査に係る追加報酬5百万円支払っております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を勘案し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

- (注) 本事業報告中の記載金額は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               |  | 金 额    | 科 目                       |  | 金 额    |
|-------------------|--|--------|---------------------------|--|--------|
| 資 产 の 部           |  |        | 负 債 の 部                   |  |        |
| 流 動 资 产           |  | 8,761  | 流 動 负 債                   |  | 2,855  |
| 現 金 及 び 預 金       |  | 4,532  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         |  | 338    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 |  | 2,428  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 |  | 1,206  |
| 商 品 及 び 製 品       |  | 452    | リ 一 ス 債 务                 |  | 18     |
| 仕 掛 品             |  | 652    | 未 払 法 人 税 等               |  | 12     |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   |  | 571    | 返 金 负 債                   |  | 69     |
| そ の 他             |  | 124    | 賞 与 引 当 金                 |  | 176    |
| 固 定 资 产           |  | 4,152  | 転 貸 損 失 引 当 金             |  | 11     |
| 有 形 固 定 资 产       |  | 3,271  | 移 設 撤 去 費 用 等 引 当 金       |  | 88     |
| 建 物 及 び 構 築 物     |  | 953    | そ の 他                     |  | 218    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 |  | 536    | 固 定 负 債                   |  | 2,094  |
| 土 地               |  | 1,675  | 長 期 借 入 金                 |  | 792    |
| リ 一 ス 资 产         |  | 23     | リ 一 ス 債 务                 |  | 11     |
| 建 設 仮 勘 定         |  | 11     | 長 期 未 払 金                 |  | 549    |
| そ の 他             |  | 71     | 転 貸 損 失 引 当 金             |  | 15     |
| 無 形 固 定 资 产       |  | 27     | 退 職 給 付 に 係 る 负 債         |  | 655    |
| 投 資 そ の 他 の 资 产   |  | 852    | 資 产 除 去 債 务               |  | 20     |
| 投 資 有 価 証 券       |  | 461    | 繰 延 税 金 负 債               |  | 20     |
| 繰 延 税 金 资 产       |  | 105    | そ の 他                     |  | 27     |
| そ の 他             |  | 286    | 负 債 合 計                   |  | 4,949  |
| 資 产 合 计           |  | 12,914 | 純 资 产 の 部                 |  |        |
|                   |  |        | 株 主 资 本                   |  | 7,260  |
|                   |  |        | 資 本 金                     |  | 10     |
|                   |  |        | 資 本 剩 余 金                 |  | 4,997  |
|                   |  |        | 利 益 剩 余 金                 |  | 2,526  |
|                   |  |        | 自 己 株 式                   |  | △273   |
|                   |  |        | その他の包括利益累計額               |  | 703    |
|                   |  |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   |  | 234    |
|                   |  |        | 為 替 換 算 調 整 勘 定           |  | 468    |
|                   |  |        | 純 资 产 合 計                 |  | 7,964  |
|                   |  |        | 负 債 纯 资 产 合 計             |  | 12,914 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |      | 金額                  |
|-----------------|------|---------------------|
| 売上高             | 原価   | 6,292               |
| 売上総利            | 益    | 2,626               |
| 販売費及び一般管理費      | 益    | 3,666               |
| 営業外収益           | 益    | 3,036               |
|                 |      | 629                 |
| 受取利息の差          | 息益他  | 30<br>39<br>16      |
| 営業外費用           | 息用料他 | 86                  |
| 支払利息            | 息用料他 | 8<br>4              |
| 支払手数料           | 料他   | 12<br>2             |
| 経常利益            | 益    | 28                  |
|                 |      | 688                 |
| 特別利益            | 益    | 10<br>200           |
| 投資有価証券売償却益      | 益    | 210                 |
| 特別損失            | 損失   | 1<br>239<br>88<br>4 |
| 固定資産除却損         | 損失   | 333                 |
| 移設撤去費用等引当金繰入額   | 額    | 565                 |
| 投資有価証券評価損       | 損    | 24<br>△357          |
| 税金等調整前当期純利益     |      | △332                |
| 法人税、住民税及び事業税    |      | 898                 |
| 法人税等調整額         |      | 898                 |
| 当期純利益           |      | 898                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      |                     |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                         |  | 金額     | 科 目                       |  | 金額     |
|-----------------------------|--|--------|---------------------------|--|--------|
| 資 産 の 部                     |  |        | 負 債 の 部                   |  |        |
| 流 動 資 産                     |  | 7,721  | 流 動 負 債                   |  | 2,692  |
| 現 金 及 び 預 金                 |  | 3,464  | 支 買 手 形                   |  | 184    |
| 受 取 手 形                     |  | 1      | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 |  | 145    |
| 売 掛 金                       |  | 2,412  | リ 一 ス 債 務                 |  | 1,206  |
| 商 品 及 び 製 品                 |  | 446    | 未 未 払 費 税                 |  | 5      |
| 仕 掛 品                       |  | 653    | 未 未 払 法 人 税               |  | 701    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品             |  | 572    | 返 貨 金 負                   |  | 66     |
| 前 払 費 用                     |  | 103    | 賞 貰 与 引 当                 |  | 69     |
| そ の 他                       |  | 66     | 轉 貸 損 失 引 当               |  | 174    |
| 固 定 資 産                     |  | 4,404  | 移 設 撤 去 費 用 等 引 当         |  | 11     |
| 有 形 固 定 資 産                 |  | 3,228  | そ の 他                     |  | 88     |
| 建 築 物                       |  | 929    | 固 定 負 債                   |  | 30     |
| 構 築 物                       |  | 2      | 長 期 借 入 債                 |  | 2,020  |
| 機 械 及 び 装 置                 |  | 535    | 未 未 払 債                   |  | 792    |
| 土 地                         |  | 1,675  | 貸 損 付 引 当                 |  | 5      |
| リ 一 ス 資 産                   |  | 5      | 退 職 給 付 引 当               |  | 549    |
| 建 設 仮 勘 定                   |  | 11     | 資 産 の 他                   |  | 15     |
| そ の 他                       |  | 69     | 資 本 の 他                   |  | 613    |
| 無 形 固 定 資 産                 |  | 27     | 利 益 の 他                   |  | 15     |
| ソ フ ト ウ エ ア                 |  | 27     | 利 益 剰 余 金                 |  | 2,788  |
| そ の 他                       |  | 0      | 利 益 準 備 金                 |  | 2,443  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産             |  | 1,147  | そ の 他 利 益 剰 余 金           |  | 15     |
| 投 資 有 価 証 券                 |  | 461    | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金         |  | 2,427  |
| 関 係 会 社 株 式                 |  | 269    | 別 途 積 立 金                 |  | 133    |
| 長 期 前 払 費 用                 |  | 207    | 繰 越 利 益 剰 余 金             |  | 7,860  |
| 繰 延 税 金 資 産                 |  | 100    | 自 己 株 式                   |  | △5,565 |
| 貸 倒 引 当 金                   |  | △71    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |  | △273   |
| そ の 他                       |  | 181    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   |  | 234    |
| 資 产 合 计                     |  | 12,125 | 純 資 産 合 计                 |  | 234    |
|                             |  |        | 負 債 純 資 産 合 计             |  | 12,125 |
| (注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 |  |        |                           |  |        |

# 損益計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          |       |     |     |    |   | 金額    |
|--------------|-------|-----|-----|----|---|-------|
| 売上高          | 原価    | 益   |     |    |   | 5,546 |
| 売上総          | 理費    | 益   |     |    |   | 2,594 |
| 販売費及び一般管理費   | 利益    | 益   |     |    |   | 2,951 |
| 営業外収益        | 利息差   | 息益  | 料   | 金  | 他 | 2,450 |
| 受取替          | 託当    |     |     |    |   | 501   |
| 業務受務         | 受取    | 利   | 用   |    |   |       |
| 受取           | 配の    | 費   | 用   | 息  | 用 |       |
| その           | の     | 利   | 用   | 額  | 額 |       |
| 業外費用         | 支払    | 利   | 用   | 額  | 額 |       |
| 支払           | 貸倒引当  | 費   | 用   | 額  | 額 |       |
| 貸支           | 手の    | 費   | 用   | 額  | 額 |       |
| その           | の     | 利   | 用   | 額  | 額 |       |
| 経常利益         |       | 利   | 用   | 額  | 額 |       |
| 特別利益         | 資有価証券 | 益   | 却損  | 益  | 金 |       |
| 投受取          | 補償    | 益   | 却損  | 益  | 金 |       |
| 特別損失         |       | 損失  |     |    |   |       |
| 固定資産減損       | 撤去費用等 | 除損  | 却損  | 損失 |   |       |
| 移設関係会社       | 引当金   | 引当金 | 繰入額 |    |   |       |
| 税引前当期純利益     | 純利益   | 純利益 | 評価  | 損益 |   |       |
| 法人税、住民税及び事業税 |       |     |     |    |   | 829   |
| 法人税等調整額      |       |     |     |    |   | △341  |
| 当期純利益        |       |     |     |    |   | 1,171 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

大幸薬品株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 健  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大幸薬品株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大幸薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

大幸薬品株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 溝 静 太  
業務執行社員 公認会計士  
指定有限責任社員 塚 本 健  
業務執行社員 公認会計士

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大幸薬品株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議への出席及び各代表取締役との面談を通して、取締役及び使用者等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あづさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あづさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

大幸薬品株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 富永俊秀 

監査等委員 土居健人 

監査等委員 三輪哲生 

(注) 監査等委員富永俊秀、土居健人及び三輪哲生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西区西本町一丁目4番1号  
オリックス本町ビル  
3階「大会議室」



交通のご案内 ●大阪メトロ／御堂筋線・中央線・四つ橋線「本町駅」（19、20番出口）直結

\*ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりますので、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。